

議案第 82 号

勝山市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市民会館の改修に伴い、施設使用料の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市民会館の設置及び管理に関する条例(昭和51年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前						改正後					
別表第1(第7条関係) 1 基本使用料						別表第1(第7条関係) 1 基本使用料					
単位 [円]						単位 [円]					
階	室名	平日		土・日・祝日		階	室名	平日		土・日・祝日	
		基本	営利事業、宣 伝、その他これ らに類する目 的のために使 用する場合	基本	営利事業、宣 伝、その他これ らに類する目 的のために使 用する場合			基本	営利事業、宣 伝、その他これ らに類する目 的のために使 用する場合	基本	営利事業、宣 伝、その他これ らに類する目 的のために使 用する場合
			勝山市 民		勝山市 民以外				勝山市 民		勝山市 民以外
中地階	楽屋(和室) 控室	(略)				中地階	楽屋 控室	(略)			

1階	大ホール	(略)					
	舞台のみ						
	展示ホール						
	ギャラリー						
	ロビー (占有した場合)						
(新設)							
(新設)							
(新設)							
3階	第1会議室	(略)					
	第2会議室	(略)					
	第3会議室	270	400	540	320	480	640
	第4会議室	(略)					
	第5会議室(和室)	340	510	680	410	610	820
	第6会議室(和室)	270	400	540	320	480	640
	教養室(茶室)	340	510	680	410	610	820
1階	大ホール	(略)					
	舞台のみ						
	展示ホール						
	中2階 ギャラリー						
	ロビー (占有した場合)						
2階	第5会議室	1,170	1,750	2,340	1,340	2,010	2,680
	第6会議室	750	1,120	1,500	890	1,330	1,780
	第7会議室	480	720	960	580	870	1,160
3階	第1会議室	(略)					
	第2会議室	(略)					
	第3会議室	750	1,120	1,500	890	1,330	1,780
	第4会議室	(略)					
(削る)							
(削る)							
(削る)							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。